

会長	事務局長	係

供覧のうえ、HPに公開してよろしいか伺います。

## 平成29年度

### 第 3 回 佐々町農業委員会総会議事録

平成29年6月23日（金）

佐々町農業委員会

平成29年6月 第3回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成29年6月23日(金)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 平成29年6月23日(金)午後1時30分

4. 出席委員 (13名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	藤永 九市 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	福田 喜義 君	6	池田 邦義 君
7	平田 康範 君	8	湯村 速雄 君	9	大瀬 清司 君
10	山下 義信 君	11	筒井 浩一 君	12	坂口 隆英 君
13	橋本 義雄 君				

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	今道 晋次君	書記	山田 奈津子君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
12	坂口 隆英 君	13	橋本 義雄 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告事項

報告第1号 全国農業委員会会長大会について

(3) 審議事項

第12号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第13号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第14号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について

第15号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第16号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

(5) その他

① 農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

② 6月定例会の日程について

③ その他

・ 農地等の利用の最適化の推進に向けて

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので只今から平成29年度 第3回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。初めに、吉野会長からご挨拶をお願いいたします。

吉野会長（吉野 裕君）皆さん、こんにちは。梅雨には入りましたが、から梅雨ということで田植えも少し遅れているところや、断念されているところもお聞きしておりますが出来るところはほぼ終わられたのではないかと思います。先ほど、町長もおっしゃられましたが現委員の総会は今回が最後となります。私ごとですが、皆さまのご協力の元、大過なく任期を終えることができたことに心より感謝申し上げます。また、この度の制度改革に際しましては、皆さまにご尽力いただきました事に厚く御礼を申し上げます。引き続き、委員として残られる皆さま、そして、今度、退任される委員さんには今後とも佐々町の農家の皆さんのために変わらぬご指導、ご支援いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

書記（山田 奈津子君）事務局。ありがとうございます。本日の出席委員は13名です。

定足数に達しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君）案件につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ）

それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号12番 坂口委員、議席番号13番 橋本委員を指名しますので、よろしくお願ひします。以上で日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 全国農業委員会会長大会について報告いたします。先月の5月29日に東京都文京区のシビックホールにおいて、全国農業委員会会長大会が、農林水産大臣をはじめ多くの国会議員の皆様のご臨席のもと開会されました。ひとつに農業農村の持続的発展に向けた政策提案として担い手が利用する農地面積の集積の増加。個々の経営体を利用する圃場の団地化、集約の促進が求められる。二つ目として、7月に1000を超える農業委員会、また、本年度中に全農業委員会の7割を超える1198の委員会が新体制に移行します。平成28年、29年度の二年間で約9割の1486の委員会が新体制となります。農地利用最適化に向け、農業委員と農地利用最適化推進委員がしっかり連携をして、農地を生かし、担い手を応援する全国運動に取り組み、農業生産の基盤であり且つ、地域の希少な資源である農地の有効利用を図り、将来に引き継いでいかなければならないなど、さらなる推進に関する決議案は満場一致で可決されました。その他、詳しい内容につきましては、資料を事務局に置いてありますのでご覧いただければと思います。その後、地元選出国會議員の先生方の事務所に3班に分かれて要請活動を行って、夜は懇親会ということで行ってきました。以上です。何か皆さんの方からあらればお願ひします。なければ審議事項に入ります。第12号議案 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。3ページをお開きください。第12号議案の朗読説明をいたします。農地法第3条の規定による許可申請について。申請人 譲渡人 北松浦郡佐々町〇〇 〇〇。譲受人 北松浦郡佐々町 ●● ●●。農地の所在 口石免字小ケ倉。地目 畑。面積 170㎡。木場免字柳谷、田、369㎡。柳谷 畑、203㎡。同じく柳谷、畑、522㎡。同じく柳谷、田、2,982㎡。同じく柳谷、田、479㎡。字福松田、畑、93㎡。同じく福松田、田、952㎡。同じく福松田、田、272㎡。平野免字弓田、田、292㎡。字大岳350番7、田、81㎡。同じく大岳、田、667㎡。同じく大岳、田、820㎡。同じく大岳、田、

967㎡。同じく大岳、田、804㎡。同じく大岳、田、2,617㎡。同じく大岳、畑、852㎡。字弓田804番1、田、961㎡。同じく弓田、田、1,010㎡。この2筆は▲▲さんと2分の1ずつの共有名義になります。同じく831㎡、畑、579㎡。同じく弓田、畑、1,452㎡。口石免字小ケ倉、畑、550㎡。耕作者は●● ●●さんです。申請の理由 許可後直ちに贈与による所有権移転ということです。経営面積ですけれども、親子間での贈与になりますので、同じになっております。合計 18,562㎡です。この経営面積の合計に関しましては名義が○○ ○○さんより前の前の代の方になりますので、変えられない1筆と、借りてらっしゃる面積もありますので、この3条の合計の面積とは一致しておりません。4ページが許可申請書の写しになります。贈与による所有権移転です。5ページが一覧です。先ほどの一覧と一緒にです。6ページから27ページまで土地の全部事項証明書です。28ページが経営面積になります。所有地としましては田が12,627㎡、畑4,421㎡、合計17,048㎡。借りてらっしゃる農地が、田が1,514㎡あります。29ページが経営の状況です。所有してらっしゃる農機具としましては、トラクター、田植機、トラックをそれぞれ1台ずつ所有してらっしゃいます。現在農業をされてらっしゃる方は、譲受人になられる方お一人です。30ページですけれども、主に農業してらっしゃる方は●● ●●さん。年齢は53歳。主たる職業は農業。一年間をとおして農業をしてらっしゃいます。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。2番。

2番（藤永 九市君）2番。地元委員として補足説明をしたいと思います。事務局の説明のとおりです。当事者の●● ●●さんから正式にご依頼をいただきました。よって、事務局と十分検討しながら出してくださいということをお願いしていたんですけども、先の四役会の時にも、皆さんからお話を聞きながらこの件については、慎重にしないといけないなということで、筆跡がにているということもあって、これは●● ●●さん本人だけが書いているんじゃないかということで気になっていましたから、当事者に双方に確認いたしました。お父さんの○○ ○○さんは腕が不自由で、どうしても字が書けないものだから代筆したということでちゃんと承諾を得て書いておられます。皆さん方のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長（吉野 裕君）何か、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をいたします。第12号議案について、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。ありがとうございました。満場一致ということで、許可することといたします。

次に第13号議案から15号議案まで、小浦地区の案件となりますので、議長を交代させていただきます。暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時45分)

(会議再開 午後 1時46分)

議長(藤永 九市君)ただ今、会長よりお話のとおり地元の案件が3件ございます。そういったことで地元委員としての説明をされなければいけません。代わりまして、議長を務めさせていただきます。会を再開いたします。第13号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について、これを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記(山田 奈津子君)事務局。31ページをお開きください。第13号議案の朗読説明をいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請書について。申請人 ○○○。農地の所在 小浦免字古釜。地目 台帳 畑、現況 休耕地。面積516㎡。転用の目的 共同住宅、施設 共同住宅。施設 共同住宅1棟 174.90㎡。耕作者はなし。申請の理由 共同住宅の建築。32ページは申請書の写しを付けております。一番下の、その他参考となるべき事項の欄に、併用地としまして、申請地の隣の雑種地をですね、一体的な利用ということで計画をされております。33ページは農地の部分の登記簿謄本です。34、35ページが併用地の登記事項証明になっております。36ページが付近状況図です。37ページが現況写真です。上の方が道路の方から撮った写真ですね。下の写真が、農地の奥の方から道路に向かって撮った写真になっております。38ページが地籍図になります。赤で囲んでいる申請地というところが今回の農地の転用で、アパートを建てられる場所です。併用地の二筆というのが緑で囲んでいる2筆なんですけども、アパートの駐車場として計画をされておられます。39ページが被害防除計画書です。造成計画としましては現状のまま利用するというので、造成は行わないために被害は発生しないということです。また、周りに農地がありませんので、特に周辺の農地に影響を与えることはないということです。排水計画ですけども、雨水に関しては水路放流。汚水、生活雑排水に関しては下水道に繋がれます。40ページですけども、事業計画書を付けていただいております。3番の現在の事業の状況ですけども、今すでに手前の方にアパートを建てられていて、賃貸住宅経営をされておられます。新たに申請地を取得しなければならない理由ということなんですけども、ますます佐々町の人口が増加していると書いてありますけども、まだまだ需要があるということで、新たにアパートを建設したいというようなことが書いてあります。41ページが土

地の利用計画図になります。これが全体の計画図になります。赤で囲んである部分が農地で、ここにアパートを建てられて、雑種地の2筆に駐車場用地ということで、こういった形で一体利用の計画ということです。42ページ、43ページが一階、二階の建物の平面図になります。44ページが建物の立面図になります。こういった形で、住宅6戸のアパートになります。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これより地元委員の補足説明をお願いします。1番。

1番（吉野 裕君）1番。古釜地区の今度申請されましたところは、道路から奥まったところでございます。37ページの写真を見ていただければわかるかと思いますが、昨年アパートが建築されたところの奥でございます。コンクリート製品が置いてあるところは農地ではなく、雑種地となっております。周辺の山は両親の持ち物であります。他に周辺には農地はなくこの申請地だけですので、問題はないかと思いません。よろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員の説明も終わりました。これより皆さま方からのご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。いかがでございますか。6番。

6番（池田 邦義君）6番。このアパートの雨水とか、駐車場の水路放流とありますけど、水路の幅はどれくらいあるんですかね。

議長（藤永 九市君）6番、すみません。水路はどこの水路ですかね。6番。

6番（池田 邦義君）6番。39ページの被害防除計画書の排水計画の中で、雨水排水が水路放流となっているんですよ。それは当然、アパートと駐車場がアスファルト舗装になってますから、雨水がある程度水路放流になると思うんですけど、水路放流に関して、水路がどれくらいあるのかなと思ってお聞きしたんですけども。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（今道 晋次君）事務局。今、言われている水路は41ページを見ていただいて、今回の申請地である赤で囲んであるところと、緑で囲んである駐車場予定地のところの間に水路がございます。だいたい80cm幅ぐらいの水路で、深さは80cmから90cm角の結構大きな水路です。水路の上流の方には現地を確認はしていませんけども、ため池があるというふうになっているところです。雨水、排水については主な排水はこちらの水路を利用される形になるかと思えます。それと、赤で囲んだところの下の部分にも水路と書いてありますけども、ここも三面張りの水路がございます。ここから上流の方は素掘りになってますので、そういった二本の水

路で排水をするようになるかと思います。

議長（藤永 九市君）6番、これでよろしいでしょうか。（ はい ）他にございませんか。

9番。

9番（大瀬 清司君）9番。この農地についての質問ではございませんが、この賃貸住宅のあり方ですね。先般、他の放送局でも報道されておりました、贈与税とか相続税の対象から、節税になるとか、遊休農地の増税に関しまして非常に賃貸住宅が進められているというような現状があるようです。それがあまりにも増えすぎて、入居率が低くて、実際、建てたけども返済するのに困窮している方が非常に多いと、また、非常に社会問題になっていると報じられておりました。幸い、佐々町におきましては住宅も増えておりますし、人口も増えておりますし、現況では困るような状況にはないかと推察はされるんですけども、やはり、全国的にこのような状況になっておりました、ある程度考える時期にきているのではないかと思います。我々もただ単に、それを認可するだけではなくて、町と一緒に本当に農地を持っている方が、賃貸住宅をされて有利なものになるのかある程度、検証する必要がある時期にきているんじゃないかと思いますので、その辺も町の議会などと一緒に考えていかなければいけないのではないかと思いますので、そういう意味でお考えがございましたら、町の方に御討議いただきたいなと思ひまして、質問ではないんですけども、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。これについて御答弁いただけますか。事務局長。

事務局長（今道 晋次君）事務局。答弁になるかどうか分かりませんが、この賃貸住宅の件についてはこの1、2年ということではなく随分前から話があって、特に神田地区では特定のメーカーかどうかは別としまして、賃貸住宅ができて一時的に入居者が思うように入っていないという実態があったかと思ひます。神田地区、他の地区でもそういった状況は10年ほど前にお聞きしたことがあって、近年では、これは水道課の方での確認ですけども水道にほとんど繋がれている状況ですから、入居状況から極めて高い状況になっているというのが実態でして、今のご質問のように佐々町においては問題化していないんだらうというふうに思われます。ただ、今後の対応として農家が有利になるかどうかという検証をどのようにするか、今、お聞きして難しい課題かなと思ひますので、町としてどう考えるかというのはこういった話を具体的にしたことは現状ではないということです。また、農業委員会の中で農家が有利になるのかどうかということを検証することが可能かどうかというこ

ともありますので、ぜひ、まずはこういった正式な場ではなく皆さん方が議論できるような場所で検討をはじめてみてはどうかと思いますけども、地域によっても格差はあるでしょうから、さまざまな皆さん方のご意見をお聞きしながら、ただ、農地法の手続き上、農業委員会が制限をかけることができるかということもありますので、今後の課題とさせていただいて、勉強させていただければなと思います。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。貴重な課題だと思っております。今後の課題として取り組んでいく必要があると思います。ありがとうございました。他にございませんか。ないようですので、採決を行います。第13号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございました。全会一致で転用やむなしということで県に進達いたします。次に移ります。第14号議案の計画変更承認申請と第15号議案の5条転用申請は、関連がありますので一括審議としたいと思いますよろしいでしょうか。

（「異議なし」）では、第14号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書についてと、第15号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

書記（山田 奈津子君）事務局。45ページをお開きください。第14号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請書です。当初計画者 ○○○株式会社。承継者 ●●●●株式会社。平成28年9月14日付け長崎県指令28農地活第1528号によって農地法第5条の規定による許可を受けていた甲の事業計画を下記のとおり乙の事業計画に変更したいので、承認されたく申請します、ということで申請書が出ております。土地の所在 佐々町小浦免字丸山。地目 台帳・現況ともに畑。面積179㎡。利用状況 休耕地。当初計画者が当初計画どおり遂行できない理由としまして、工事の着工が遅れた結果、当初計画していた資材調達と業者手配ができなくなったため予定通り家を建てられなくなったということで記載されております。承継者が事業計画を必要とする理由の詳細ということで、申請地にて建売住宅建築及び販売を行いたいため。事業計画の内容としましては、建売住宅1棟62.93㎡の計画変更となっております。続きまして46ページをお開きください。第15号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 ●●●●株式会社。譲渡人 ○○ ○○、△△ △△。農地の所在 小浦免字丸山。地目 台帳・現況ともに畑。面積179㎡。同じく丸山。地目 台帳・現況ともに畑。面積165㎡。転用の目的 建売住宅2棟の建築。建売住宅2棟の建築。施設 住宅2棟、120.89

m<sup>2</sup>耕作者はなし。申請の理由 申請地にて建売住宅建築及び販売を行いたい為。47ページをお開きください。許可申請書の写しを添付しております。●●●●株式会社さんが、○○○○株式会社さんから承継を受けまして、また、それとは別に新たに5条の申請ということで申請が出ております。売買による所有権移転です。48、49ページが土地の全部事項証明書です。50ページに付近状況図を付けております。51ページが計画変更の承認と併せて5条の転用が出ているところの申請地の現況写真です。52ページが新たに5条の申請が出ているところの現況写真になります。53ページが地籍図です。申請地2筆にそれぞれ1棟ずつ建売住宅を建設して販売したいということでの申請です。54ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画としましては現状のまま利用するということです。また、既設ブロックを利用し、土砂流出等を防ぐため被害発生の恐れはないということです。また、この2筆が転用されてしまいますと、周りに農地はなくなりますので、近傍農地への被害はないということです。雨水排水は水路放流。汚水、生活雑排水は下水道へ流されるということです。55ページが事業計画書です。2階建ての建売住宅を2棟建築ということです。現在の利用状況ですけれども小浦免の方に建売住宅8棟を建築し、すべて完了しております。新たに申請地を取得しなければならない理由として、接道条件や交通の利便性もよく、需要が見込めるためということで記載されております。56ページが土地の利用計画図です。57ページが配置図です。排水関係は両方とも道路の方に流れます。58ページが建物の平面図です。59ページが立面図になります。60ページが、新たに申請が出たところの土地の利用計画図です。61ページが配置図で排水の計画を記されております。62ページが建物の平面図です。63ページが立面図です。64ページ以降は法人の全部事項証明書です。72ページは、建売住宅をすることができるという証明として免許証を付けております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ただいま事務局からの説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いします。1番。

1番（吉野 裕君）1番。ただいま事務局から説明がありました、県道鹿町線に沿ったところでございます。一筆は事業主の変更ということで、●●●●株式会社さんに関しましては、小浦免で以前、土手迎集会所の近くの土地を買って、8棟完売しております。もうひとつ新たに申請がされているところは以前、畑で残っていた一筆でございます。下水と道路側溝とに雨水は流れます。付近には農地はありませんので問題はないかと思えます。以上です。

議長（藤永 九市君）地元委員の説明が終わりました。ありがとうございます。これより皆さん方からのご意見、ご質問をお受けしたいと思います。7番。

7番（平田 康範君）7番。お尋ねいたします。これは譲受人は一社であります、譲渡人が二名ですね。その中で、53ページを見てみますと、△△さんの場合は平成28年10月13日に5条転用許可が出てますよね。ということはそれと併せて申請地が隣接していないですね。間に××さんの土地が入ってますよね。ということは条件が違うわけですから、一件一件の議案として挙げるべきではなかったか、その点を事務局にお尋ねします。

書記（山田 奈津子君）事務局。ご指摘のとおりですね、どちらのやり方が正しいのかということで、県の転用担当者の方にもご相談はさせていただいたんですけども、別々で取り扱うこともできるという回答があったんですが、転用者が同じということと、条件もほぼ同じということで一件の転用としても差し支えないということで確認ができましたので、今回は一緒に挙げさせていただいているところです。もし、それぞれで違った条件があれば、県の方に進達する際にこちらはこういった条件でしたということで進達をしたいと思います。

議長（藤永 九市君）他にございませんか。ないようですので、採決を行いたいと思います。第14号議案について、計画変更を承認することに、異議なしと思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございます。引き続きまして第15号議案の方の挙手をお願いします。ありがとうございます。転用異議なしということで、県に進達することいたします。以上の案件、13号から15号まで会長に代わりまして議長を務めさせていただきました。ありがとうございます。会長と交代いたします。暫時休憩いたします。

（休 憩 午後 2時13分）

（会議再開 午後 2時14分）

議長（吉野 裕君）2番委員さん、ありがとうございました。それでは会を再開いたします。第16号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。73ページをお開きください。第16号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 ●● ●●。譲渡人 ○○ ○○。農地の所在 八口免字川尻。地目 台帳 畑、現況 不耕作。面積124㎡。転用の目的 駐車場用地。施設はなし。耕作者 なし。申請の理由 駐車場を建築するため。74ページが許可申請書の写しになります。

す。土地については売買による所有権移転です。こちら一番下のその他参考となるべき事項にあります。隣接する2筆の宅地を併用して一体的な土地利用計画をされており。75ページが申請地の土地の全部事項証明書です。78ページまで一体利用される土地の全部事項証明書を付けていただいています。79ページが付近状況図です。ピンク色で印を付けているところが申請地です。80ページが現況写真です。申請にかかる農地の分だけを写真に撮ったものになります。81ページが地籍図です。申請地は道路より高くなっていて、ここに駐車場ということなんですけども、隣接2筆に今すでに家のような建物が建っているんですけども、そこを取り壊して新しい家を建築されて申請地のところが駐車場になるというような計画です。82ページが被害防除計画書です。こちらは一体的な利用で宅地をメインにしたような被害防除計画書になっておりましたので、差し替えと言うことでお配りしております被害防除計画書の方が、申請にかかる農地の部分を見たところの被害防除ということを出していただきましたので、差し替えの方をみていただければと思います。申請地の造成計画としましては切土を行う。最高で1.65m、最低0.5mということです。それに伴う被害防除措置としまして、法面保護をする、緩衝地を設けるとあります。隣接する農地境界より0.5m程離れたところから切土を行い切面には、のり芝を植栽し斜面の保護を行うので造成にともなう影響を及ぼすことはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼすおそれを生じさせないための措置ですけども、緑地、緩衝地を0.5m程度設ける。近傍農地は、緩衝地を設けて斜面にのり芝を植栽することにより被害の発生する恐れがなくなるということで記載されております。駐車場の部分に関することなんですけども、雨水排水につきましては自然流下。上りあがる場所だけコンクリート舗装をされるそうなんですけども、上は砂利ということで聞いております。汚水、雑排水につきましては発生しないということです。家を建てられる部分に関しましては下水の方に繋がれます。83ページが土地の利用計画書になります。赤で囲んでいるところが農地にかかる部分ですね。右側はもともと宅地なんですけどもここに家を建て直しをされるということです。84ページは宅地の部分に建つ家なんですけども参考までに平面、立面図を付けていただいております。今日ですね、16号議案の追加資料ということで図面を追加でお配りしております。農地にかかる部分の断面図を付けております。結構、切土をされるんですけども図面を見ていただいたら分かるかと思いますが、こういった形で工事をされます。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。9番。

9 番（大瀬 清司君） 9 番。補足説明をさせていただきます。先ほど事務局からご説明がありましたけれども、吉井町の境の橋がありますけれども、そこから 100 m 程上がったところにございます。内容といたしましては、●● ●●さんの家のすぐ隣ですけれども、宅地を購入されて、そこに家を建てるということなんですけれども、その際に横の農地を駐車場にしたいということで今回、申請が出ております。6 月 19 日に立ち会いをさせていただきまして、私と地元委員の橋本 義雄さん、それから、事務局から局長と山田さんと、行政書士の末永さんに来ていただいて立ち会いをしました。その時に 80 ページのこの写真の場所ですけれども、この場所を見たんですけれども、話ではここに砂利を敷いてそのまま駐車場として利用するという話でしたけれども、進入路から非常に高いところで 2 m 以上ありまして、83 ページの図面で見ますと、スロープを付けて進入するような形でそのまま砂利を敷くというようなことでしたけれども、とてもスロープがとれるような状況ではありませんでした。スロープをとってコンクリートをすると、車の底がついて上れない状況になると判断いたしまして、これではとても無理だろうと、また、削らないと駄目だろうということで、この様な資料では足りないということで出し直しをお願いしました。隣の土地の持ち主の方とも話し合いをしないといけないということで、今度は施行業者さんも一緒に来ていただいて、もっと詳しい説明をしていただいて、22 日に再度立ち会いをしました。その時に出了た資料がこの追加資料です。駐車場に關しまして、新たに削らないといけないということで、この追加資料の 2 ページ目が出てきたわけでありまして。一番大きいところで 1 m 65 c m 削らないといけなくて、そうすると削ったところが土砂崩れを起こすことがあるので隣に素堀の水路があります。そこにたくさん水が寄ってきて、もしかしたら崩れる可能性があるということで、そこには 50 c m 以上の余白を設けて、斜面も緩やかにとってのり芝を張っていただくということで土砂崩れを起こさないように対策をとって、隣の家の方も納得されたということでした。我々もそれでいいだろうとその場でそういう話になりました。私どもとしてはこれぐらいでございます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長（吉野 裕君）この件につきましてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。3 番。

3 番（濱野 努君） 3 番。質問とかではないんですが、今後、工事のあり方、推移を注視してもらいたいと思いますので、後の農業委員さんにお話を十分に繋いでいただけるようお願いしておきます。

議長（吉野 裕君） 9 番。

9 番（大瀬 清司君） 9 番。業者さんに確認しましたところ、やはり仕事をする間に変わ

ってくるかもしれないとおっしゃるんですね。実際やってみないと、進入路もどういうふうになるかはっきりしないのでということだったので、その場合は逐一報告してくださいと、私どもからも申し入れをしております、尚かつ、隣の地主さんとも水路の件もありますので、よく検討して連絡してくださいと言ってますので、我々も後を見守っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（吉野 裕君）他にございませんか。ないようですので採決を取りたいと思います。第16号議案について転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございました。全会一致で転用やむなしということで県に進達することといたします。次、（5）その他に移ります。事務局からの説明をお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。その他です。①の農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進についてですけれども、また今年度、一人でも二人でも加入していただけるように活動していきたいと思います。農業新聞なんですけれども、今回で終わりになる農業委員さんには今後とも引き続き農業新聞を購読してくださいという、農業会議所からきた文書をお配りしております。もし、続けていただける場合は、これまで報酬から引いていたんですけれども、8月以降は報酬から引けなくなるので現金を持ってきていただくか、もしくは口座引き落としを選んでいただくようになります。止めたい方は私の方まで言ってきていただければと思います。7月の定例会の日程ですけれども、おそらく24日の週に議会があるかと思われま。31日に町長のスケジュールも押さえさせていただいているんですけれども皆さんいかがでしょうか。よろしくをお願いします。時間は1時半からでとりあえず予定をしておきます。その他の農地等の利用の最適化の推進に向けて、今後の来月以降の農業委員会の活動の仕方というか、そういったものを皆さんにお時間をいただいて皆さんで話し合えたらなと思っておりますので、総会終了後でかまいませんのでお願いします。事務局からは以上です。

議長（吉野 裕君）8番。

8番（湯村 速雄君）8番。一般的な質問です。先ほどの古釜の申請地ですが、奥まったところにあると思います。道がないところなんです、奥の方の山林等の切り出しなどが出来なくなるのではないかという気がします。災害にもつながる懸念があります。道路がないような奥まったところに、道路が後々、開設できないような場所に開発がなされる場合は、建設課などに建築確認が出たときに何らかの対策がとればなと思うんですけど、何かないんでしょうか。

議長（吉野 裕君）事務局長。

事務局長（今道 晋次君）事務局。制度的に工事届けが建築確認申請になったんですかね。

建築確認申請ですので、役場の対応もさることながら、建築確認ですので振興局にもいくんだろうと思いますけども、通常は今、言われるように家しか見ない部分もあるんでしょうけども、大瀬委員さんのお話もそうですけども周辺を見ると言うことも必要なのかなと、話を聞いて感じておりますので、そこは今後、内部で検討させていただければと思います。建設課がどう対応しているか私が把握しておりませんので、建築もしくはこういった届けの際にですね。今回のアパートの件は、切り出しが今回アパートが建つところだけなのかというところもよく分かりませんが、現地を見る限りでは山肌のところを伐採された経過はあるようですけども、切り出しをしたかというところまでは確認しておりませんが、そういったことは今後も出てくる可能性はありますので、十分検討させていただければと思います。

（ 私語あり ） 今回のケースは一体といえば一体なんだろうけども、前回の申請があつて、結果として企業誘致を佐世保市さんがされたところの会社の従業員さんと、転用が終わった後最近になって聞いておりますので、当初の計画の中では戸数にして全部で18戸になりますので、計画はなかったのかもしれないと事務局としては感じております。

議長（吉野 裕君）他にございませんか。6番。

6番（池田 邦義君）6番。前回、転用で決まった物件ですかね、病院関係の申請があつて、未だに何の工事も行われてないようですが、あれは申請を受け付けて、許可がおりて何年以内に建てないといけないという条文とかはあるんでしょうか。お聞きしたいです。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。農地転用の許可が下りた場合は、原則3ヶ月以内の着工、1年以内の完成というのが許可証の中にもうたわれておりまして、3ヶ月後に進捗状況の報告を出して、完成したら完了届けを出すんですけども、もし、遅れる場合は1年毎に進捗状況の報告をしなければならないと、許可証の中にも記載があります。あそこの土地に関しましては、なかなか出来ないの、行政書士さんの方を通して、何度もお尋ねはしているんですけども、計画がなくなったわけではないとお聞きしております。建つことは建つんだということで聞いておりまして、それだったら遅れている理由と、進捗状況の報告を出してくださいということでお願いはしているんですけど、まだ出ていないので、改めて出させていただくようにしたいと思

います。

議長（吉野 裕君） 8 番。

8 番（湯村 速雄君） 8 番。その件は取り下げは出てないんですか。

議長（吉野 裕君） 事務局。

書記（山田 奈津子君） 事務局。取り下げになってないです。場所が変わっただけです。

最初は手前の道沿いに駐車場と言われていたところが、手前に病院の先生のお宅を建てて、奥が駐車場というような場所の変更はありましたけども、許可が下りてそのまま取り下げは出てないです。以上です。

議長（吉野 裕君） 他にありませんか。 7 番。

7 番（平田 康範君） 7 番。木場でも一件、許可をとったままそのままになっているところがあると思いますが、そこは取り下げが出ているのでしょうか。

議長（吉野 裕君） 事務局。

書記（山田 奈津子君） 事務局。取り下げは出てませんので、許可は生きてます。こういった場合は、ずっと計画通りにしてくださいという指導をし続けるしかないと、県からは言われています。

議長（吉野 裕君） 7 番。

7 番（平田 康範君） 7 番。というのはですね、近くにみかん園の後もあって、イノシシの住処になりつつあるんですね。ですから、なかなか着工が出来ないとしてもそれなりの管理をしてもらわないとならないと思うんですね。そういった指導をできないものかと考えています。

（ 私語あり ）

議長（吉野 裕君） 暫時休憩といたします。

（ 休 憩 午後 2 時 3 7 分 ）

（ 会議再開 午後 2 時 5 0 分 ）

議長（吉野 裕君） 会を再開します。他になければ本日の総会をこれで終了したいと思います。お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 2 時 5 2 分 ）

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員